第二百十五条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは 手当を行った者又はこれを使用する者が、第六 十条第一項(第百四十九条において準用する場合 を含む。)の規定により、報告若しくは診療録、 帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当 な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定 による当該職員の質問に対して、正当な理由が なくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたと きは、十万円以下の過料に処する。

健康保険検査証

(法第六十条関係)

写

真

官職又は職名

氏 名

(年月日生)

(裏 面)

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長 印 健康保険法(抄)

(診療録の提示等)

- 第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活 療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護 療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療 費の支給を受けた被保険者又は被保険者であっ た者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又 は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の 内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問 させることができる。
- 3 第七条の三十八第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。
- 第二百十条 被保険者又は被保険者であった者が、第六十条第二項(第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。